

(令和8年度の保険料に関する減免の特例)

第13条 市長は、第1号被保険者の令和8年度分の保険料について、次の各号のいずれかに該当する場合であって、特別の理由があると認めるときは、令和8年度分の保険料に限り、減免することができる。

(1) 第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに次のいずれにも該当する者がいる場合

ア 前条第1項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされた者

イ 令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者

(2) 第1号被保険者が次のいずれにも該当する者である場合

ア 前条第2項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされた者

イ 令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者

附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。